（特別措置）

**第百七条**　次の各号に掲げる場合において国土交通大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。

一　第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）又は第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項までの規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

二　専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合であつて、第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで又は第百五条の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

三　（略）

２　（略）

（燃料としての貨物の利用）

**第二百二十六条**　液化天然ガス（メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスをいう。以下この款及び第二百五十五条において同じ。）以外の貨物は、船内で燃料として使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

２　（略）

（貨物の移送）

**第二百五十五条**　船長は、貨物の移送に係る制御装置及び警報装置について、貨物を取り扱う作業の開始前に当該装置が正常に作動することを確認しなければならない。

２　荷役作業の開始前及び作業中は、船舶内の作業者は、陸上施設（液化天然ガスを燃料として使用する他の船舶に燃料として貨物を移送する場合にあつては、当該他の船舶。次項において同じ。）の作業者と打合せ（緊急時の措置を含む。）を行わなければならない。

３　貨物の積込み速度は、船舶及び陸上施設の配管等を考慮して調節しなければならない。

４　貨物は、次の各号に掲げる要件に適合する場合を除き、圧縮ガス法又は圧縮空気法により移送してはならない。

一・二　（略）

**第三百九十二条**　船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十条第一項、第三十六条第三項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十六条、第五十九条、第六十三条、第六十六、第六十九条、第九十四条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第百条第十四項において準用する

（特別措置）

**第百七条**　次の各号に掲げる場合において国土交通大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。

一　第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）又は第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項までの規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

二　専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合であつて、第八十条、第八十九条第一項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第百条第十五項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）（第百条第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第百条第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで、第百一条又は第百五条の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

三　（略）

２　（略）

（燃料としての貨物の利用）

**第二百二十六条**　液化天然ガス（メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスをいう。以下この款において同じ。）以外の貨物は、船内で燃料として使用してはならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

２　（略）

（貨物の移送）

**第二百五十五条**　貨物の移送に係る制御装置及び警報装置は、貨物を取り扱う作業の開始前に当該装置が正常に作動することを確認しなければならない。

２　荷役作業の開始前及び作業中は、船舶内の作業者は、陸上施設の作業者と打合せ（緊急時の措置を含む。）を行わなければならない。

３　貨物の積込み速度は、船舶及び陸上の配管等を考慮して調節しなければならない。

４　貨物の移送は、次の各号に掲げる要件に適合する場合を除き、圧縮ガス法又は圧縮空気法により移送してはならない。

一・二　（略）

**第三百九十二条**　船長が、次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十条第一項、第三十六条第三項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十六条、第五十九条、第六十三条、第六十六、第六十九条、第九十四条第一項（第百条第十四項において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項（第百条第十四項において準用する